

使用前確認証

原規規発第 24022611 号

九州電力株式会社

代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

令和5年11月13日付け原発本第168号(令和6年2月9日付け原発本第234号をもって変更の内容を説明する書類の提出)をもって申請がありました発電用原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の1第3項の規定に基づき確認したので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第21条の規定に基づき、使用前確認証を交付します。

令和6年 2月26日

原子力規制委員会